

要 望 書

平成 20 年 11 月 12 日

国立大学法人琉球大学
学長 岩 政 輝 男 殿

琉球大学教授職員会会長 星 野 英 一

国公労琉球大学労働組合委員長 石 川 敏 文

琉大病院職員労働組合執行委員長 宮 良 い づ み

米軍機の琉球大学上空飛行の禁止を求める。

記

2004 年 8 月 13 日の沖縄国際大学への大型米軍ヘリ墜落炎上事故は、「世界一危険」と言われる普天間飛行場の危険性を改めて示したものであり、昼夜を問わず爆音被害と墜落の恐怖に市民生活が脅かされています。

この状況は琉球大学にとっても同様であり、大学の教育研究環境を著しく損なう現況を一日も早く解決するよう、私たちは、「米軍機の琉球大学上空飛行の禁止」を強く求めます。また、沖縄防衛局に具体的な米軍機飛行経路を確認するとともに、琉球大学として積極的に上空を飛行する米軍機による騒音を含む被害実態を科学的に調査し、その実態を精確に把握することを提案します。

そして、昨年来マスコミ等の発表にあるような「ヘリ経路見直し」によって「琉球大学付近上空を飛ぶように設定」することが事実であれば、大学として直ちに断固とした態度で日米両政府に反対抗議することを求めます。

以上

平成 20 年 11 月 12 日

国立大学法人琉球大学
学長 岩 政 輝 男 殿

琉球大学教授職員会会長 星 野 英 一

国公労琉球大学労働組合委員長 石 川 敏 文

琉大病院職員労働組合執行委員長 宮 良 い づ み

「琉大事件」に係る学生除籍処分問題に関する提案

記

1956 年、当時のプライス勧告に対する抗議行動でデモ行進を行い、「ヤンキーゴーホーム」など反米的な言葉を叫んだ事などを理由に、学生会長ら 6 人が退学処分、1 人が謹慎処分を受けた、いわゆる「第 2 次琉大事件」に関して、2004 年 7 月 5 日付けで琉球大学教授職員会は以下の提案をおこないました。

1. 2004 年 8 月 17 日付けで、学長談話をもって 7 名の学生処分に対する過去の処分の過ちを認め、謝罪するとともに、今後二度とこのようなことがないように、学問の自由と大学の自治を守っていくことの決意を表明すること。
2. 7 名の学生への適用に限った名誉学士号の称号を新設し、希望する者に授与する。

この提案に対し、大学は調査委員会（新里里春委員長）を立ち上げ、その調査報告に基き研究教育評議会及び役員会で審議をおこない、その結果、2007 年 8 月 21 日、学生処分の取り消しと被処分者の名誉を回復する事を決定し、謝罪と処分取り消し通知書を手渡されました。

そして昨年 9 月、教授職員会はこの結果を踏まえ、1953 年のいわゆる「第 1 次琉大事件」についても、大学として積極的に調査していくよう申し入れました。このような経緯の中、今年 9 月の新聞報道（『沖縄タイムス』9 月 16 日朝刊）にあるように、この問題を巡って新たな文書資料が大学外から発見されたことは周知の通りです。

琉球大学をめぐる一連の事件に対し、諸記録がないことを理由にこれを省みない姿勢は、大学構成員一人一人の人権擁護や説明責任を果たす責務を放棄するものとして、民主主義の本質に深く関わる重要な問題であると考えます。

このような状況に鑑み、あらためて大学として「琉大事件」についての調査を速やかに且つ徹底しておこない、責任をもって真実を明らかにしていくことを強く求めるとともに、琉球大学が如何なる外圧にも屈することなく、学問の自由と大学の自治を守りぬく決意を表明することを提案いたします。

以上

要 望 書

平成 20 年 11 月 12 日

国立大学法人琉球大学
学長 岩 政 輝 男 殿

琉球大学教授職員会会長 星 野 英 一

国公労琉球大学労働組合委員長 石 川 敏 文

琉大病院職員労働組合執行委員長 宮 良 い づ み

学内教育研究環境の課題として、以下の点について申し入れ致します。

記

本年 7 月 29 日の閣議では、2009 年度予算の枠組みとなる概算要求基準において、国立大学法人運営費交付金について、「骨太方針 2006」で決定されたシーリングマイナス 1% 枠をさらに拡大し、マイナス 3% とすることを決定した。これについては、11 月 4 日開催の国立大学協会通常総会においても議論が交わされたとの報道がなされたが、大学としてこの憂慮すべき事態に対し、明確に反対する意思を表明すべきと考える。また、学内教育研究環境に関わり、経費配分の透明化・公平化を求め、以下の資料等の公開を求める。

1. 平成 21 年度予算編成方針
2. 人件費削減計画（案）
3. 学長特別政策経費配分方針
4. 外部資金獲得インセンティブ経費配分方針

以上